

〔事案 30-29〕 契約解除無効請求

・平成 30 年 10 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

過去の受診歴等に関する告知義務違反により契約解除されたことを不服として、契約解除の取消しと入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

肺がんで入院し手術を受けたので、平成 3 年 8 月に契約した終身保険（契約①）を平成 28 年 7 月に一部転換した利率変動型積立保険（契約②）にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除された。

しかし、以下等の理由により、本解除を取り消して、各給付金を支払ってほしい。または、一部転換を取り消して、転換前の契約①に復旧してほしい。

- (1)告知日から 5 年以内に、異常陰影の検査のため病院に継続的に通院していたものの、「がん
- に罹患している」とは伝えられていなかったものの、「がんの恐れがある」と伝えられてい
- た。よって、本通院はがんの検査目的であるから、がんの診断有無およびがん以外の病気
- による過去 5 年以内の診察歴等を問う告知項目に対していずれも「いいえ」と答えた。
- (2)告知書の質問項目の記載は、「がんの疑いの検査」を含むと読むことはできない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人はがん罹患しているとは診断されていなかった以上、本通院はがん以外の病気による診察・検査・治療等に該当するから、これに対して「いいえ」と回答したことは、告知義務違反に当たる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められる一方、告知書の質問項目について申立人の主張するような不備はなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。